

平成31年2月定例県議会付議案

議案第 1号 平成31年度鳥取県一般会計予算

議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算

議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算

議案第 5号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 6号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

議案第 7号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

議案第 8号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

議案第 9号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

議案第10号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

議案第11号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算

議案第12号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

議案第13号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

議案第14号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算

議案第15号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算

議案第16号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

議案第17号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算

議案第18号 同 鳥取県営電気事業会計予算

議案第19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算

議案第20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算

議案第21号 同 鳥取県営病院事業会計予算

議案第22号 平成30年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）

議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第2号）

議案第25号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算（第3号）

議案第28号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第4号）

議案第33号 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例（参画協働課）

多様な主体の特性及び資源を活かした非営利公益活動が活発に実施されるようにするため、非営利公益活動に関する施策の策定及び実施に係る県の責務並びに事業者が行う非営利公益活動の促進等について所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第34号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（財政課等）

次のとおり新たに基金を設置するとともに、鳥取県地域環境保全基金について、取り崩して必要な経費の財源に充てられるよう処分事由を設定する等、所要の改正を行うものである。

（新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。

[平成31年4月1日施行]

議案第35号 鳥取県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（税務課）

固定資産の評価に係る土地の提示平均価額の算定を3年に1度の固定資産評価基準の見直し時期以外の年度においては行わないこととされたことに伴い、鳥取県固定資産評価審議会の委員の任期を3年（現行 2年）に延長するものである。

[公布施行]

議案第36号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（情報政策課、地域振興課）

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

ア 個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。

（ア）私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務

（イ）私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務

イ 教育委員会は、知事からア（ア）の事務を処理するために必要な高等学校等就学支援金の支給に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。

②鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

本人確認情報の利用をすることができる事務に、①アの事務を追加する。

[公布施行]

議案第37号 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課等）

県の事務分掌について、文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事部局に移管するほか、内部組織の見直し及び県行政に関する調査審議を行う附属機関の運営方法の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例
- ・鳥取県行政組織条例
- ・鳥取県文化財保護条例
- ・鳥取県文化財保護審議会条例
- ・鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- ・鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県附属機関条例

[平成31年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例（資産活用推進課等）

消費税の税率引上げ等に伴い、使用料及び手数料の額を引き上げる等、所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県行政財産使用料条例
- ・鳥取県保健所条例
- ・鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県都市公園条例
- ・鳥取県公衆浴場法施行条例
- ・鳥取県食品衛生条例
- ・鳥取県建築基準法施行条例
- ・鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例
- ・鳥取県林業試験場手数料等徴収条例
- ・鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例
- ・鳥取県国有地使用料徴収条例
- ・鳥取県道路占用料等徴収条例
- ・鳥取県海岸占用料等徴収条例
- ・鳥取県流水占用料等徴収条例
- ・鳥取県砂防指定地等管理条例
- ・鳥取県漁港管理条例
- ・鳥取県港湾管理条例
- ・鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県手数料徴収条例
- ・鳥取県警察手数料条例
- ・鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県営企業の設置等に関する条例
- ・鳥取県営病院事業の設置等に関する条例

[平成31年10月1日施行 ほか]

議案第39号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（地域振興課等）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、同法の規定に基づく知事の権限に属する事務が中核市の長の権限に属する事務とされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

また、医療法等に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を市町村に移譲するものである。

[平成31年4月1日施行]

議案第40号 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

（教育・学術振興課）

私立高等学校等の教育環境の整備を促進するため、今後とも活用が見込まれる大規模修繕等事業に対する助成制度の期限を廃止するものである。

[公布施行]

議案第 4 1 号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（福祉保健課）

県立社会福祉施設の見直しにより、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園及び皆生尚寿苑を平成 31 年 3 月 31 日限りで廃止し民営化することとなったことに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

議案第 4 2 号 鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例（福祉保健課）

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行うものである。

(概要)

民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
倉吉市	167名	166名

[平成 31 年 12 月 1 日施行]

議案第 4 3 号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例（障がい福祉課等）

高齢者と障がい児又は障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障害児通所支援事業を行う者、居宅サービス事業若しくは介護予防サービス事業を行う者又は障害福祉サービス事業を行う者の指定の特例として共生型指定基準等を規定する等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例
- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例
- ・鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

議案第 4 4 号 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

がけ付近における建築物の建築の認定手続等について、手続の重複を解消するなどにより建築主の負担を軽減するため、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①次に掲げる場合においては、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可を不要とする。
 - ア 建築物の敷地について、急傾斜地崩壊防止工事の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険への対策が行われている場合
 - イ 建築物を建築基準法施行令第 80 条の 3 本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書に規定する塀等を設けることにより当該災害危険区域の指定の理由となった危険に対応する場合
- ②次に掲げる場合においては、がけ付近における建築物の建築の認定を不要とする。
 - ア 当該がけについて、急傾斜地崩壊防止工事が施工されている場合
 - イ 建築物を建築基準法施行令第 80 条の 3 本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書に規定する塀等を設ける場合
- ③災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可は、特定行政庁が行うこととする。

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

議案第45号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港港湾課）

公共施設等運営権の設定を受けた事業者の運営の安定性、継続性及び透明性を確保するため、その事業の実施状況及び経営状況を鳥取県議会に報告する制度を導入するものである。

[平成31年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

中央病院における診療体制の専門化等を図るため、病院で標榜する診療科名を見直すものである。
(概要)

- ①中央病院で標榜する診療科名に腎臓内科を加える。
- ②中央病院で標榜する診療科名のうち、神経内科を脳神経内科に改める。

[平成31年4月1日施行]

議案第47号 財産を減額して貸し付けること（(元)境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地） について（障がい福祉課）

相手方：社会福祉法人養和会
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
境港市中野町字膝根 1929 番 1	土地	1,497.50 m ²
	建物	780.00 m ² （1棟）

貸付期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

貸付金額：普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地及び建物の貸付料年額の2分の1に相当する金額

減額貸付理由：障がい者の就労支援を図るため、障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、引き続き当該建物及び周辺用地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第48号 財産を無償で貸し付けること（(元)皆生温泉公園）について（資産活用推進課）

相手方：米子市 個人（皆生プレイパーク運営委員会代表）
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市皆生温泉三丁目 1379 番のうち 一部 ほか7筆	土地	17,034.29 m ²

貸付期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

無償貸付理由：県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立された皆生プレイパーク運営委員会の活動の用に供するため、引き続き同委員会に当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第49号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：甲 兵庫県美方郡新温泉町 個人
乙 鳥取市 個人
丙 兵庫県美方郡新温泉町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 3,068,792 円を和解の相手方に支払う。

医療過誤の概要：平成 29 年 8 月 11 日、鳥取県立中央病院の職員が和解の相手方の被相続人に対し、誤って他の患者の薬を投与し、その中に血圧降下作用のあるものが含まれており、血圧が回復するまでに 1 週間を要したものである。

議案第50号 関西広域連合の公平委員会の事務の受託に関する規約を廃止する協議について（広域連携課）

関西広域連合の公平委員会の事務の受託に関する規約を平成 31 年 3 月 31 日限りで廃止することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第51号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,320,000 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：上原 武 税理士

議案第52号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料金の上限の変更の認可について

(産業振興課)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務に関する料金の上限の変更に係る認可について、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概要)

区分	単位	金額	
		現行	変更後
試験分析手数料	1 単位につき	107,800円	109,800円
機器・設備使用料	1 時間につき	7,600円	7,800円

議案第53号 鳥取県行政組織条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例（人事企画課）

地方自治法の一部が改正され、適正な事務執行等の確保を推進する体制を整備することとされたことに伴い、総務部の所掌事務に関する規定等について所要の改正を行うものである。

[平成 31 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第54号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告」に鑑み、初任給調整手当等の額を引き上げる等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・職員の給与に関する条例
- ・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

議案第55号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）

平成31年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・知事部局 39人増
- ・教育委員会事務局 48人減
- ・企業局 1人減
- ・学校職員 6人減

[平成31年4月1日施行]

議案第56号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会及び社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を追加するものである。

[平成31年4月1日施行]

議案第57号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

中央病院及び厚生病院の診療機能の充実強化を図るため、医療技術員等の増員等を行うものである。

（概要）

現行 1,285人 → 改正後 1,296人（+11人）

[平成31年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年12月28日専決）（県土総務課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 749,179 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 9 月 30 日、西部総合事務所の職員が公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、冠水していた道路上で転回しようとした際、前方の安全確認が不十分であったため、道路外に脱輪し、浸水により同車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年12月28日専決）

(警察本部監察課)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 222,541 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 8 月 31 日、米子警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を左折する際、右方の安全確認が不十分であったため、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区建築））の締結

についての議決の一部変更について（平成31年1月16日専決）（水産課）

工法変更等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 1,687,654,440 円 → 変更後 1,704,323,160 円（16,668,720 円の増）

(4) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（2工区建築））の締結

についての議決の一部変更について（平成31年1月16日専決）（水産課）

工法変更等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 1,550,225,520 円 → 変更後 1,564,523,640 円（14,298,120 円の増）

(5) 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（平成31年1月21日専決）

(人事企画課)

学校教育法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

(6) 損害賠償に係る和解について（平成31年1月21日専決）（総合療育センター）

和解の相手方：甲 西伯郡伯耆町 個人
乙 西伯郡伯耆町 個人

和解の要旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失1割）

事故の概要：平成30年7月17日、総合療育センターの職員が、公務のため普通特種自動車（車いす移動車）を運転中、交差点を直進する際、右方道路から左右確認を怠り右折進入してきた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年1月21日専決）（畜産課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金153,498円（県過失7割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成30年4月24日、畜産課の職員が、公務のため軽乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、右後方の安全確認が不十分であったため、中央側車線を直進していた和解の相手方所有の普通乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年1月31日専決）

（危機管理政策課）

和解の相手方：名古屋市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金186,883円（県過失7割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成30年10月20日、危機管理政策課の職員が、公務のため普通乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、右後方の安全確認が不十分であったため、中央側車線を直進していた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年1月31日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 西伯郡大山町 個人
乙 鳥取市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金158,426円（県過失3割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：平成30年3月16日、和解の相手方甲が、主要地方道赤碕大山線を小型乗用自動車で行く中、沿道の斜面から路上に落下していた石に衝突し、同車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年1月31日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金23,108円（県過失5割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成30年8月12日、和解の相手方が、一般県道鳥取河原自転車道線を自転車で走行中、路面から剥離していたコンクリート片に乗り上げて転倒し、ヘルメット等が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成31年1月31日専決）（道路企画課）

和解の相手方：八頭郡八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 168,277 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 10 月 1 日、和解の相手方が、主要地方道岩美八東線を軽乗用自動車で行行中、沿道の斜面から路上に落下してきた石に衝突し、同車両が破損したものである。

報告第 2 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興課）

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 31 年 1 月 1 日現在 49 人

報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 8 件 変更 1 件